

新型コロナウイルス感染症への対処方針（兵庫県）

区 分	対 策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）																		
積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染経路の疫学調査</li> <li>・濃厚接触者の健康観察</li> <li>・帰国者への対応、健康観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省対策本部クラスター対策班の派遣・支援（3/24～）</li> <li>・伊丹及び宝塚健康福祉事務所へ保健師等の派遣支援</li> </ul> </li> <li>○濃厚接触者の14日間の健康観察・有症状時のPCR検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンアールズ伊丹（伊丹市）他5クラスターで1,088人の検査実施済み</li> </ul> </li> <li>○入管法に基づく入国制限対象外地域からの帰国者に対する指定場所（自宅など）での待機と、保健所への連絡要請（4/1～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施</li> <li>○濃厚接触者の14日間の健康観察・有症状時のPCR検査</li> <li>○健康福祉事務所において、対象者の健康観察の適切な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的対処方針（3/28 国対策本部決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等とともに、感染拡大の規模を正確に把握</li> </ul> </li> </ul>																		
検査・医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症病床をはじめ専用の入院病床確保（全県500床）</li> <li>・帰国者・接触者外来の設置支援（感染症指定病院を含む40ヶ所）</li> <li>・民間医療機関との連携</li> <li>・医療用マスク、手袋等の確保（関係団体へ要請）</li> <li>・検査試薬の追加購入（県立健康科学研究所）</li> </ul>	<p><b>(1) 医療体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入院病床確保（246床） <ul style="list-style-type: none"> <li>①感染症病床54床（9病院）</li> <li>②感染症予防策等を講じた一般病床192床（37病院）</li> </ul> </li> <li>○新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）の設置（3月19日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機能情報や病床情報の一元管理を行い、患者の症状に応じた入院調整を行うため、県対策本部内に設置。</li> </ul> </li> </ul> <p>【CCC調整実績】（4月2日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調整 件数</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入 院</th> <th colspan="2">転 院</th> </tr> <tr> <th>重症</th> <th>中軽症</th> <th>重症</th> <th>中軽症</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰国者・接触者外来の設置支援（40病院）</li> <li>○个人防护具、空気清浄機等の院内感染防止のための設備等の整備支援</li> </ul>	調整 件数	内 訳				入 院		転 院		重症	中軽症	重症	中軽症	22	0	14	7	1	<p><b>(1) 医療体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入院体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の増加傾向を踏まえ、医療機関と協議し、4月中に一定の感染症予防策等を講じられた病床500床（感染症病床54床を含む）の確保を目指す。</li> <li>・医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や个人防护服等の整備支援を行う。</li> <li>・感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。</li> </ul> </li> <li>○無症状者や軽症者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、無症状者や軽症者が自宅や宿泊施設で療養等が受けられる手続き等、具体的な検討を進める。</li> </ul> </li> <li>○外来医療体制の強化・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の動向を踏まえ、帰国者・接触者外来医療機関のさらなる増加を検討</li> <li>・各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来設置、一般医療機関での外来対応に向け調整を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>①マスクの転売防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、マスクを指定（3/10閣議決定、3/15施行）</li> </ul> </li> <li>②布製マスクの配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が再利用可能な布製マスク2,000万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、介護施設等に1人1枚配布</li> </ul> </li> <li>③医療用マスクの安定供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が1,500万枚を購入し、地方公共団体等を経由して、必要な医療機関に優先配布</li> </ul> </li> <li>④マスクメーカーに対する更なる増産支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内市場へのマスク供給量の一層の積み増し</li> <li>・補助率：中小企業3/4、大企業2/3</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○PCR検査体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>①民間検査機関等への検査設備の導入を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>検査設備の導入を支援（補助率：1/2）本年3月中に7,000件/日に拡大</li> </ul> </li> <li>②PCR検査の保険適用（自己負担が生じないよう公費補助）</li> </ul> </li> </ul>
調整 件数	内 訳																					
	入 院			転 院																		
	重症	中軽症	重症	中軽症																		
22	0	14	7	1																		

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）																																														
		<p>(2)医療用マスク等の確保</p> <p>○県内医療機関におけるマスクの状況 <span style="float:right">4/2 薬務課調</span></p> <table border="1" data-bbox="691 346 1359 533"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サージカルマスク</td> <td>2,242千枚</td> <td>1,648千枚</td> <td>594千枚</td> </tr> <tr> <td>N95マスク</td> <td>42千枚</td> <td>22千枚</td> <td>20千枚</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,284千枚</td> <td>1,670千枚</td> <td>614千枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療機関によって状況は異なるが、県内全体では5月上旬まで確保できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県医薬品卸業協会へマスク提供の依頼(3/11)</li> <li>国に対して医療用マスク(N95マスク)を県及び感染症医療機関等への優先供給(購入)を要請(3/12)</li> <li>医療機器販売事業者へ働きかけ(3/17、3/23に実施)</li> <li>国備蓄マスク(8万6千枚)を感染症指定医療機関等に優先的に配布(15病院、2団体)(3/18)</li> <li>国が買い上げたサージカルマスク(約61万枚)を感染症指定医療機関等に配布(3/27)</li> <li>中国(広東省、海南省)から支援のあったマスク(約75万枚)のうち約63万枚について、感染症指定医療機関等に配布(3/30)</li> <li>県が購入した个人防护具(ガウン)(940枚)を感染症指定医療機関に配布(4/1)</li> <li>国が買い上げたサージカルマスク及びN95マスク(約31万枚)について、感染症指定医療機関等に対して配布(4/2)</li> <li>県が購入したフェイスシールド(9,900枚)を感染症指定医療機関等に配布(4/2)</li> </ul> <p>○県立病院：</p> <p>①サージカルマスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人寄贈(3/16 10,000枚)、②国送付(4/2 累計 168,000枚)、③広東・海南省支援(3/30 154,000枚)を配布済</li> <li>県立病院全体の備蓄は5月上旬までの必要数を確保</li> <li>※1日あたり使用枚数：約10,000枚(使用枚数を抑制中)</li> </ul> <p>②N95マスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国送付(4/2 2,880枚)、②広東・海南省支援(3/30 7,500枚)を配布済</li> <li>県立病院全体の備蓄は4月下旬に枯渇見込み</li> <li>※入手困難なため、使用枚数を抑制</li> <li>※1日あたり使用枚数：約500枚(今後更に抑制)</li> </ul>	区分	在庫	使用量/(月)	差引	サージカルマスク	2,242千枚	1,648千枚	594千枚	N95マスク	42千枚	22千枚	20千枚	合計	2,284千枚	1,670千枚	614千枚	<p>(2)医療用マスク等の確保</p> <p>○マスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が買い上げたサージカルマスク(約61万枚)について、在庫状況に応じて感染症指定医療機関等に対して配布(4/7 4/14)</li> <li>中日文化教育経済交流協会からの一般用マスク(1万枚)の提供について調整中</li> <li>医療機関に対するマスク在庫再調査結果に基づき、不足状況を踏まえて医療機関等に配布</li> </ul> <p>○防護服等</p> <table border="1" data-bbox="1409 716 2136 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>予算量</th> <th>発注済</th> <th>今後予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外来</td> <td>空気清浄機等</td> <td>120</td> <td>30</td> <td>帰国者・接触外来へ追加購入照会中</td> </tr> <tr> <td>陰圧テント等</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>医師会等と協議中</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入院</td> <td>簡易陰圧装置</td> <td>100</td> <td>26</td> <td rowspan="3">入院協力医療機関へ追加購入照会中</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>人工肺</td> <td>18</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人防護服</td> <td></td> <td>45,200</td> <td>14,200</td> <td>メーカーと県直接購入約43,000枚交渉中</td> </tr> </tbody> </table>		区分	予算量	発注済	今後予定	外来	空気清浄機等	120	30	帰国者・接触外来へ追加購入照会中	陰圧テント等	20	-	医師会等と協議中	入院	簡易陰圧装置	100	26	入院協力医療機関へ追加購入照会中	人工呼吸器	50	2	人工肺	18	-	個人防護服		45,200	14,200	メーカーと県直接購入約43,000枚交渉中	<p>○医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病床の稼働状況、帰国者・接触者外来受診者数等の調査・報告</li> <li>感染状況の進展に応じた、段階的な医療提供体制への移行への準備(帰国者・接触者外来の増設や体制の強化、一般医療機関における外来診療の実施や必要病床の確保等)</li> <li>患者数が大幅に増えたときの外来・入院患者数の医療需要の計算と必要な医療提供体制の確保</li> </ul> <p>○基本的対処方針(3/28 国対策本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の体制強化に取り組み、これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、総合調整を行う。</li> </ul>
区分	在庫	使用量/(月)	差引																																															
サージカルマスク	2,242千枚	1,648千枚	594千枚																																															
N95マスク	42千枚	22千枚	20千枚																																															
合計	2,284千枚	1,670千枚	614千枚																																															
	区分	予算量	発注済	今後予定																																														
外来	空気清浄機等	120	30	帰国者・接触外来へ追加購入照会中																																														
	陰圧テント等	20	-	医師会等と協議中																																														
入院	簡易陰圧装置	100	26	入院協力医療機関へ追加購入照会中																																														
	人工呼吸器	50	2																																															
	人工肺	18	-																																															
個人防護服		45,200	14,200	メーカーと県直接購入約43,000枚交渉中																																														

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対応方針等）																	
		<p>(3) 検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当面は県立健康科学研究所及び県内3カ所の地方衛生研究所の検査で対応</li> <li>・1日あたり検査可能件数 162件(県90, 神戸24, 姫路24, 尼崎24)</li> <li>・その他の検査協力機関にて593件の検査を実施(3/19～)</li> <li>※検査実施 <u>2,791人</u> (4/2現在)</li> <li>※最大実績(3月19日) 183件</li> </ul> <p>○検査試薬の追加 <u>(6,000人分購入済み)</u></p>	<p>(3) 検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○PCR検査が実施可能である検査協力機関（医療機関等）の確保</li> </ul> <p>○検査試薬の更なる追加購入</p> <p>今後の感染拡大に備え、<u>9,000人分</u>を順次追加購入</p>																		
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間対応コールセンター（相談窓口 078-362-9980）の設置</li> <li>・帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>・インターネット等を活用した情報提供</li> <li>・こころのケア相談の実施</li> <li>・在留外国人等に対する多言語での生活相談</li> </ul>	<p>(1) 相談窓口の設置 〈相談件数〉</p> <table border="1" data-bbox="655 800 1377 1066"> <tr> <td>①24時間コールセンター</td> <td><u>10,724件</u> (2/28～4/2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②帰国者・接触者相談センター</td> <td>県内感染者確認前 (2/7～2/29) <u>2,280件</u></td> </tr> <tr> <td>県内感染者確認後 (3/1～4/1) <u>10,752件</u></td> </tr> </table> <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民向けメッセージの発信等</li> <li>○SNS (LINE) による相談や情報提供 (登録: 73,280件、4/2現在)</li> </ul> <p>(3) 県精神保健福祉センター等でのこころのケア相談 〈相談件数〉 <u>47件</u> (2/7～3/27)</p> <p>(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語対応を実施</li> </ul>	①24時間コールセンター	<u>10,724件</u> (2/28～4/2)	②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 (2/7～2/29) <u>2,280件</u>	県内感染者確認後 (3/1～4/1) <u>10,752件</u>	<p>(1) 相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談件数が増加を踏まえ、回線数を増加</li> <li>・24時間コールセンターの週別の相談件数</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1466 842 1908 1125"> <tr> <td>3/1～3/7</td> <td>2,049件</td> </tr> <tr> <td>3/8～3/14</td> <td>2,306件</td> </tr> <tr> <td>3/15～3/21</td> <td>1,941件</td> </tr> <tr> <td>3/22～3/28</td> <td>2,038件</td> </tr> <tr> <td>3/29～4/2(5日間)</td> <td>2,393件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,724件</td> </tr> </table> <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民向けメッセージの発信等</li> </ul> <p>(3) 県精神保健福祉センターでのこころのケア相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の周知等、啓発リーフレットの作成・配布</li> </ul> <p>(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語対応を実施</li> </ul>	3/1～3/7	2,049件	3/8～3/14	2,306件	3/15～3/21	1,941件	3/22～3/28	2,038件	3/29～4/2(5日間)	2,393件	計	10,724件	○集団感染の防止、家庭内での注意事項のお願い(3/1厚労省)
①24時間コールセンター	<u>10,724件</u> (2/28～4/2)																				
②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 (2/7～2/29) <u>2,280件</u>																				
	県内感染者確認後 (3/1～4/1) <u>10,752件</u>																				
3/1～3/7	2,049件																				
3/8～3/14	2,306件																				
3/15～3/21	1,941件																				
3/22～3/28	2,038件																				
3/29～4/2(5日間)	2,393件																				
計	10,724件																				
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、各種専修学校等の臨時休業(3/3～3/15)の要請</li> <li>・卒業式(特別支援学校等)は当面延期を要請</li> <li>・公立学校の高校入試は予定どおり実施</li> <li>・保育所・幼稚園等は除く</li> </ul>	<p>(1) 県立学校</p> <p>国からの学校における教育活動再開等についての通知及び兵庫県新型コロナウイルス対策協議会からの提言を踏まえ、春季休業中の3/25～4/7の期間においても引き続き感染症防止対策を徹底し、以下の内容により学校運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1・第2・第4学区</li> </ul> <p>感染が依然として見られ、特に学区内にクラスターが発生していることから、現状の自粛を継続</p>	<p>(1) 県立学校</p> <p>県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況では、「感染拡大警戒区域」ではないものの、依然として多くの地域で、感染がみられることから、改訂された臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月1日文科省通知)等を踏まえ、「感染確認地域」としての対応を基本に、高等学校通学区域(5学区)毎の状況を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>期間は、当面、新学期の始まる4月8日(水)～4月19日(日)までとする。</p>	<p>○小・中・高校及び特別支援学校等の一斉臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉臨時休業の要請(2/28文科省通知)</li> <li>・児童生徒の外出に関する留意事項(3/4文科省) (軽い風邪症状でも外出を控える、イベント等の参加自粛)</li> <li>・春季休業期間中の留意点(3/17文科省)</li> </ul> <p>○小・中・高校及び特別支援学校等の教育活動の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校再開ガイドラインの作成(3/24文科省)</li> <li>・臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂(4/1文科省)</li> </ul>																	

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）
	<p>・臨時休業期間中の児童生徒のSNSによる相談受付時間を拡充</p>	<p>(1) 部活動について</p> <p>①活動場所：校内のみ</p> <p>②活動時間：1日2時間を上限</p> <p>③活動を行わない日：少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休む</p> <p>④対外試合・合同練習・合宿：認めない</p> <p>(2) 単位認定に関わる補充を除いて、補習は自粛</p> <p>○第3学区</p> <p>感染が見られるが、学区内にクラスターの発生がないことから、活動自粛内容の一部を下記のとおり緩和</p> <p>(1) 部活動について</p> <p>部活動を行わない日を平日（月～金）2日を1日に緩和（土日は引き続き1日）</p> <p>※なお、対外試合・合同練習については、新たな感染が発生していることから、引き続き認めない。</p> <p>(2) 学習支援のための補習</p> <p>平日の週4日午前中に限り認める。</p> <p>○第5学区</p> <p>感染発生がないことから、第3学区の緩和内容に加え、部活動の対外試合・合同練習について、第5学区内の2校までの実施を認める。ただし、実施場所は2校のいずれかの学校内とする</p> <p>○新学期については、感染防止対策を実施しながら、通常の教育活動の再開に向けて準備する。</p>	<p>○入学式</p> <p>卒業式同様に予防対策を講じた上で簡素化のうえ実施 （例：参加人数の精選、式典時間の短縮、国歌・校歌は演奏のみ等）</p> <p>○始業式等</p> <p>入学式同様に予防対策を講じた上で簡素化のうえ実施 （例：入学式の取組に加え、学年毎の実施、校内放送対応等）</p> <p>◆第1学区（神戸・淡路）、第2学区（阪神・丹波）、第4学区（中播磨・西播磨）</p> <p>①登下校：通勤時間と重ならないよう登校手段を踏まえ、1時間程度の時差通学を行う。15時には完全下校 （例）通常、8時50分頃までに登校、6限目が15時00分頃に終了 →登校時間を1時間早める、授業コマ数を5に縮減するなどの対策を実施</p> <p>②教育活動：校内に限る</p> <p>③部活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所：校内のみ</li> <li>・活動時間：1日2時間を上限</li> <li>・活動を実施する日：月～金に3日及び土日に1日の計4日</li> <li>・対外試合・合同練習・合宿：認めない</li> </ul> <p>◆第3学区（東播磨・北播磨）</p> <p>①登下校：通勤時間と重ならないよう登校手段を踏まえ、1時間程度の時差通学を行う。16時には完全下校</p> <p>②教育活動：校内に限る</p> <p>③部活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所：校内のみ</li> <li>・活動時間：1日2時間を上限</li> <li>・活動を実施する日：月～金に4日及び土日に1日の計5日</li> <li>・対外試合・合同練習・合宿：認めない</li> </ul> <p>◆第5学区（但馬）</p> <p>① 通常どおりの授業とする</p> <p>② 学校行事：学区内のみ</p> <p>③ 部活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所：校内のみ</li> <li>・活動時間：1日2時間を上限</li> <li>・活動を実施する日：月～金に4日及び土日に1日の計5日</li> <li>・対外試合・合同練習：第5学区内の2校のみ認める。合宿は認めない。</li> </ul> <p>※特別支援学校については、スクールバス及び寄宿舎の感染予防対策などを考慮し、学校ごとに授業日を設定</p>	<p>○子供の学び応援サイトの公開（3/2 文科省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介</li> </ul> <p>○学校給食休止への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援（補助率:3/4）（3/10 文科省）</li> </ul> <p>○遠隔授業サービス「Zoom」の学校への無料提供（3/1 経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米民間クラウドビデオ会議サービス「Zoom」を4/30まで無料提供</li> </ul>

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）
		<p>(2) 市町立学校 ○春季休業中の3/25～4/7の期間においても、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断</p> <p>(3) 私立幼小中高 ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断</p> <p>(4) 専修学校・各種学校（私学） ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断</p> <p>(5) その他 ○兵庫県立大学学位記授与式(3/24)中止</p> <p>○神出学園（3/2～3/15）休校、修了式3/11（簡素に実施）、以降春季休業</p> <p>○山の学校（3/2～3/5）休校、修了式3/6（簡素に実施）、以降春季休業</p> <p>○総合衛生学院（3/6～3/16）休業（卒業式3/5簡素に実施）</p> <p>○農業大学校（3/2～4/9）休業（卒業式3/24簡素に実施）</p>	<p>※定時制・多部制課程については通勤時間と重ならないよう柔軟に始業・終業時間を設定</p> <p>○その他 ・感染に対する不安・心配から登校できない生徒についての学習支援を検討する。 ・春季休業中十分な練習を行っていないことから、インターハイ予選については、競技団体において対応を検討するよう要請を行った結果、高体連、高野連からは4月中の大会開催について見送るとの回答があった。</p> <p>(2) 市町立学校 ○新学期(4/8～)の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断</p> <p>(3) 私立幼小中高 ○新学期の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断</p> <p>(4) 専修学校・各種学校（私学） ○新学期の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断</p> <p>(5) その他 ○兵庫県立大学入学式 感染症対策を徹底した上で、参集規模を縮小し、入学ガイダンスに併せて各キャンパスで開催予定 ・前期授業の開始日は、原則、4月20日に延期 ※ただし、授業開始日の更なる変更を行う可能性あり ○神出学園 4/15 入学式（簡素に実施）、感染防止対策を講じ通常どおり開始</p> <p>○山の学校 4/10 入学式（簡素に実施）、感染防止対策を講じ通常どおり開始</p> <p>○総合衛生学院（3/16～4/5）春季休業 ※4/6 始業式、4/7 入学式（密集、換気、飛沫感染となる会話等に留意し、入学生と学校関係者のみで縮小開催） ※ただし、本部会議及び県内の発生状況により適宜検討</p> <p>○農業大学校（3/2～4/9）休業 ※4/14 入学式縮小開催予定</p>	

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）
		<p>○森林大学校（3/2～3/15）休業（卒業式 3/19 簡素に実施）</p> <p>○公共職業能力開発施設（3/4～3/13） 修了要件をみたしていない対象者の補講のみ実施（修了式・卒業式は中止）</p> <p>(6) SNS による相談受付時間を拡充（3/3～3/25） （現行）17:00～20:30 → （拡充後）12:00～20:30 （相談件数）80 件（3/3～3/25）</p>	<p>※感染症防止対策（教室内の座席間隔を1メートルとる等） をとり通常どおり開始</p> <p>○森林大学校（3/2～4/5）休業 ※4/9 入学式縮小開催予定 ※感染症防止対策（教室内の座席間隔を1メートルとる等） をとり通常どおり開始</p> <p>○公共職業能力開発施設（入校式まで）休業 ※入校式（4/7 但馬技大等）は縮小開催予定（入校生と校職員のみ） ※訓練は感染予防対策に配慮の上、通常どおり実施</p> <p>(6) SNS による相談受付 相談受付時間 17:00～20:30</p>	
社会教育施設等	<p>・原則として、会場の状況等を踏まえて主催者が決定（新型インフルエンザ時の対応に準ずる）</p>	<p>(1) 対応方針</p> <p>① 県主催事業 ・4/1 から当面1週間（～4/7）は自粛を継続</p> <p>② 貸館事業 ・主催者の判断による</p> <p>(2) 主な施設の対応状況</p> <p>① 芸術文化施設 県立美術館、県立美術館王子分館（横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー）、兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、県立考古博物館、芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館</p> <p>・4/1 から当面1週間（～4/7）は、<u>県主催事業の中止・延期</u> ・<u>貸館事業の中止・延期は、主催者の自主判断によるが、実施する場合は感染予防措置*を要請</u></p>	<p>(1) 対応方針</p> <p>① 県主催事業 ・4/8 から4/30 まで自粛を継続</p> <p>② 貸館事業 ・主催者の判断によるが、実施する場合は感染予防措置*を要請</p> <p><b>* 感染予防措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク装着の徹底、消毒液の設置</li> <li>・発熱チェック</li> <li>・密閉・密集・密着状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）</li> <li>・来館者多数の場合の入場制限</li> <li>・入館者の氏名・連絡先等の把握（患者発生時の感染拡大防止のため）</li> </ul> <p>(2) 主な施設の対応状況</p> <p>① 芸術文化施設 県立美術館、県立美術館王子分館（横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー）、兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、県立考古博物館、芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館</p> <p>・県内を「感染確認地域」とすることを基本として、人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避するため、現行の自粛措置を4/30 まで継続する</p>	<p>○社会教育施設において行われるイベント・講座等（2/26 文科省） ・国として全国的なイベント等の開催に係る方針が示されたことを受け、今後2週間に予定されているものについて中止、延期、規模縮小等の対応</p> <p>○社会教育施設において行われるイベント・講座等（3/11 文科省） ・多数の方が集まるような様々なイベント・講座等については、今後10日間程度に予定されているものについて、引き続き、中止、延期または規模縮小等の対応</p> <p>○社会教育施設において行われるイベント・講座等（3/21 文科省） ・大規模イベントについては、主催者がリスクを判断して慎重な対応をする、地域における感染者の実情や必要性にかんがみ、実施にあたってはリスクへの対応を行い、流行状況に合わせ急な中止、延期を行えるよう備える。</p> <p>○基本的対処方針（3/28 国対策本部決定） ・<u>密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求める。</u></p>

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）
		<p><b>②高齢者大学等</b> いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5大学）、ふるさとひょうご創生塾 ・卒業式及び講座の中止・延期</p> <p><b>③生活創造センター等</b> 生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ、消費生活情報プラザ ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 ・貸館利用は感染症対策の上で、主催者・利用者の自主判断</p> <p><b>④ひょうご環境体験館</b> ・3/4～3/26 休館</p> <p><b>⑤障害者スポーツ交流館</b> ・2/28～4/30 休館</p> <p><b>⑥ふれあいスポーツ交流館</b> ・3/5～4/30 トレーニング室 閉鎖</p> <p><b>⑦体育施設</b> 総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公苑、奥猪名健康の郷、武道館、兎和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート ・指定管理者に対し、3/31 まで現行の取扱いの継続を要請</p> <p><b>(3) 県立都市公園における花見の対応</b> <u>花見期間中（3月20日から4月5日まで）、次のとおりとする。</u> ・<u>一般花見客の来園・食事は妨げないが、飲酒の禁止を要請（期間中、酒類の自動販売機は休止）</u> ・<u>滞留防止のため、露店等の出店は不可</u> ・<u>密集の恐れが高い場所に、一定間隔で目印を設ける等の密集防止策の実施</u></p>	<p><b>②高齢者大学等</b> いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5大学）、ふるさとひょうご創生塾 ・入学式及び講座の延期</p> <p><b>③生活創造センター等</b> 生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ、消費生活情報プラザ ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 ・貸館利用の中止・延期は、主催者の自主判断によるが、実施する場合は感染予防措置を要請</p> <p><b>④ ひょうご環境体験館</b> ・3/4～4/30 休館</p> <p><b>⑤障害者スポーツ交流館</b> ・2/28～4/30 休館</p> <p><b>⑥ふれあいスポーツ交流館</b> ・3/5～4/30 トレーニング室 閉鎖</p> <p><b>⑦体育施設</b> 総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公苑、奥猪名健康の郷、武道館、兎和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート ・指定管理者に対し、現行の自粛措置を4月30日（木）まで継続することを要請</p> <p><b>(3) 県立都市公園における花見の対応</b> 花見期間中（3/20 から 4/12 まで）、次のとおりとする。 ・一般花見客の来園・食事は妨げないが、飲酒の禁止を要請（期間中、酒類の自動販売機は休止） ・滞留防止のため、露店等の出店は不可 ・密集の恐れが高い場所に、一定間隔で目印を設ける等の密集防止策の実施</p>	
社会福祉施設	・感染症防止対策徹底の注意喚起（施設利用者及び職員の健康管理を含む）	<p><b>(1) 高齢者施設、障害者施設等</b> ○国通知に基づき、感染症防止対策の注意喚起を実施 ・高齢者施設、障害者施設等での不要不急の面会の自粛 ・面会者へのマスク着用の要請 ・まん延期には面会中止 ・患者発生及び濃厚接触者が多数確認された通所・短期入所</p>	<p><b>(1) 高齢者施設、障害者施設等</b> ○介護職員が休暇を取得せざるをえない場合における応援職員の派遣旅費等を支援 ○就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労の推進 ○社会福祉施設等の衛生管理体制強化のため、マスクの購入等を支援</p>	<p>○社会福祉施設等における感染拡大の防止（2/27厚労省）</p> <p>〈3/5 国 対策本部会議〉 ・再利用可能な布製マスク 2,000 万枚を国で一括購入し、高齢者施設や障害者施設、保育所、学童保育の現場に提供する方針を首相が表明（1人1枚が行き渡る量を確保）</p>

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対応方針等）																																				
		<p>サービスへの休業要請</p> <p>※訪問サービス事業者等に対して、自宅待機中の方へ必要な代替サービス提供の協力依頼</p> <p>○(株)ピカソ美化学研究所から寄附を受けたハンドジェル5千本を施設に配布</p> <p>○高齢者福祉施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <p>4/2時点推計値</p> <table border="1" data-bbox="685 510 1383 642"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>267千枚</td> <td>1,751千枚</td> <td>▲1,484千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>12千リットル</td> <td>35千リットル</td> <td>▲23千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労導入支援事業」で8事業所へ交付決定、うち7事業所で導入済み</p> <p>・タブレット端末等、テレワークのシステム導入経費等を支援</p> <p>○障害者施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <p>4/2時点推計値</p> <table border="1" data-bbox="700 894 1377 1026"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>524千枚</td> <td>129千枚</td> <td>395千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>3千リットル</td> <td>1千リットル</td> <td>2千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p>→・全国知事会を通じ、高齢者福祉施設等に優先的に配布できるスキームの構築を要望</p> <p>○中国人民対外友好協会から寄附を受けた微酸性次亜塩素酸水スプレー（6,625本）の配布対象施設を調整中</p> <p>○フジ鋼業(株)から寄附を受けたマスク（5万枚）の配布対象施設を調整中</p> <p>○市町において、不足物資の確保についての相談窓口設置 国のコールセンター窓口を市町へ伝達</p> <p><b>(2) 保育所・放課後児童クラブ等</b></p> <p>○国通知に基づき、感染予防に留意して原則開所を依頼</p> <p>○41市町で保育所実施</p> <p>○35市町で放課後児童クラブを実施(他市町は学校開放等で対応)</p> <p>○患者発生及び濃厚接触者が多数確認された保育所等への休業要請</p> <p>○保育所のマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <p>4/2時点推計値</p> <table border="1" data-bbox="700 1764 1377 1896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>233千枚</td> <td>982千枚</td> <td>▲749千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>8千リットル</td> <td>19千リットル</td> <td>▲11千リットル</td> </tr> </tbody> </table>	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	267千枚	1,751千枚	▲1,484千枚	アルコール消毒液	12千リットル	35千リットル	▲23千リットル	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	524千枚	129千枚	395千枚	アルコール消毒液	3千リットル	1千リットル	2千リットル	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	233千枚	982千枚	▲749千枚	アルコール消毒液	8千リットル	19千リットル	▲11千リットル	<p>・市町を通じて、県内社会福祉施設等（施設と訪問系）に対し、マスク及び消毒用アルコールの備蓄状況を随時精査</p> <p>・消毒用アルコールについて、国から示される配分量等を購入し社会福祉施設等に配布</p> <p>・消毒用エタノールについて、国から分配されたジェル等を購入し、市町を通じて医療的ケアを必要とする児童等の家庭に配布</p> <p><b>(2) 保育所・放課後児童クラブ等</b></p> <p>・市町を通じて、保育所・放課後児童クラブ等に対し、マスク及び消毒用アルコールの備蓄状況を精査中</p> <p>・国の布マスク配布等により対応</p>	<p>○保育所、放課後児童クラブの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として開所（2/27厚労省通知）</li> <li>・子どもの居場所の確保（3/2文科省・厚労省）</li> <li>・放課後児童クラブ等に教員が携わることで人的体制確保</li> <li>・学校の施設（教室、図書館等）の活用</li> <li>・財政措置（国庫10/10、保護者負担なし）</li> </ul> <p>○介護施設等に対する布製マスク配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が再利用可能な布製マスク2,000万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、介護施設等に1人1枚配布</li> </ul>
区分	在庫	使用量/(月)	差引																																					
マスク	267千枚	1,751千枚	▲1,484千枚																																					
アルコール消毒液	12千リットル	35千リットル	▲23千リットル																																					
区分	在庫	使用量/(月)	差引																																					
マスク	524千枚	129千枚	395千枚																																					
アルコール消毒液	3千リットル	1千リットル	2千リットル																																					
区分	在庫	使用量/(月)	差引																																					
マスク	233千枚	982千枚	▲749千枚																																					
アルコール消毒液	8千リットル	19千リットル	▲11千リットル																																					

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対応方針等）																		
		<p>○ 放課後児童クラブのマスク・アルコール消毒液備蓄状況 4/2時点推計値</p> <table border="1" data-bbox="706 296 1377 428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>32千枚</td> <td>224千枚</td> <td>▲192千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>4千リットル</td> <td>6千リットル</td> <td>▲2千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他 ○こどもの館（3/16～）屋外及びフリースペースのみ開館中</p>	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	32千枚	224千枚	▲192千枚	アルコール消毒液	4千リットル	6千リットル	▲2千リットル	<p>(3) その他 ○こどもの館（3/16～）屋外及びフリースペースのみ開館中</p>							
区分	在庫	使用量/(月)	差引																			
マスク	32千枚	224千枚	▲192千枚																			
アルコール消毒液	4千リットル	6千リットル	▲2千リットル																			
企業等	<p>・時差出勤、テレワーク等の活用を要請 ・中小企業融資制度 ・金融対策特別相談窓口の設置（県地域金融室/ひょうご・神戸経営相談センター）</p>	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請</p> <p>○ 県商工会議所連合会、県商工会連合会をはじめ関係 117 団体を通じ、事業所等へ時差出勤、テレワーク等の活用について要請済</p> <p>○ 交通事業者に対し、時差出勤への対応を要請（3/11） 交通事業者の対応状況を把握（3/13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道・路線バスとも、利用者数が減少しており、時差出勤に伴うピーク時の新たな混雑の発生は見受けられない。</li> </ul> <p>○ ホームページにより雇用調整助成金の活用を周知</p> <p>○ 国通知を受け、市町及び後期高齢者医療広域連合等へ制度の整備及び予算措置を依頼する旨通知（3/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決または臨時議会開催により対応：20 市町及び 1 広域連合</li> <li>・早期対応に向け、検討中：21 市町</li> </ul> <p>(2) 中小企業融資制度による対応</p> <p>○ 経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】（3/16～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査期間を 1 週間程度に短縮（通常 3 週間）</li> <li>・限度額（運転資金）3,000 万円→5,000 万円</li> </ul> <p>【実績（4/2 時点）】（単位：件、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="739 1440 1202 1564"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>50</td> <td>1,877</td> </tr> <tr> <td>融資実行</td> <td>43</td> <td>1,547</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 借換資金【新型コロナウイルス対策】（3/16～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既往債務の返済負担を軽減</li> <li>・限度額 1 億円→2.8 億円、貸付利率 0.7%+保証料率 0.8%=1.5%、業歴 1 年以上→3 か月以上</li> </ul> <p>【実績（4/2 時点）】（単位：件、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="739 1801 1202 1925"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>21</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>融資実行</td> <td>14</td> <td>363</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	金額	保証承諾	50	1,877	融資実行	43	1,547	区分	件数	金額	保証承諾	21	537	融資実行	14	363	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請</p> <p>○ 適宜情報収集に努め、状況を把握</p> <p>○ 適宜情報提供に努めるとともに、引き続き早期対応を要請</p> <p>(2) 中小企業融資制度による対応</p> <p>○ 経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】</p> <p>○ 借換資金【新型コロナウイルス対策】</p>	<p>〈休業等への対応〉</p> <p>○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全事業主へ対象を拡大 (8,330 円/日上限×100 日、補助率：大企業 1/2、中小企業 2/3)</li> <li>・4 月 1 日より特例措置を拡大し全国で適用（～6/30） (①助成率引上(大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5)、②非正規も対象)</li> </ul> <p>○ 休校等による保護者の休暇取得支援（3/10 国対策本部会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全事業主に対し助成（正規・非正規とも、上限：8,330 円/日）</li> <li>・委託を受けて仕事をする個人を支援（上限：4,100 円/日）</li> </ul> <p>○ 国保・後期高齢者医療における傷病手当金の支給（3/10 厚労省通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与収入の 2/3 相当額を支給する保険者への 10/10 助成</li> </ul> <p>○ 時間外労働等改善助成金の特例（3/10 国対策本部会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策によるテレワーク導入助成金の追加募集（1 企業上限：100 万円）</li> </ul> <p>〈金融面の対応〉</p> <p>○ 政策金融公庫による融資の拡充</p> <p>① 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付利率：3,000 万円以下かつ当初 3 年間「基準利率（災害）-0.9%」</li> </ul> <p>② 特別利子補給制度（詳細検討中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：①の 3,000 万円以下の部分に係る「基準利率（災害）-0.9%」の利子</li> </ul> <p>○ 小規模事業者経営改善資金融資（マル経）の金利引き下げ（当初 3 年間▲0.9%）</p>
区分	件数	金額																				
保証承諾	50	1,877																				
融資実行	43	1,547																				
区分	件数	金額																				
保証承諾	21	537																				
融資実行	14	363																				

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対応方針等）																		
		<p>○新型コロナウイルス危機対応資金（3/16～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機関連保証（全国的経済危機等）を活用し、経営円滑化貸付を拡充（別枠で限度額2.8億円）</li> <li>・貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上</li> </ul> <p>【実績（4/2時点）】（単位：件、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="739 453 1202 577"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>158</td> <td>6,302</td> </tr> <tr> <td>融資実行</td> <td>101</td> <td>4,268</td> </tr> </tbody> </table> <p>○新型コロナウイルス対策資金（2/25～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証4号（突発的地域災害、3/2）、5号（業況悪化業種）を活用し、経営円滑化貸付を拡充（別枠で限度額2.8億円）</li> <li>・貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上</li> </ul> <p>【実績（4/2時点）】（単位：件、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="739 898 1202 1022"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>1,482</td> <td>28,408</td> </tr> <tr> <td>融資実行</td> <td>1,269</td> <td>24,249</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 金融対策特別相談窓口（1/31～） ○相談件数：936件（4/1時点）</p> <p>(4) 金融機関への配慮要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業融資制度取扱金融機関に対し既往債務に係る返済緩和のための条件変更等の弾力的な運用を要請（2/18）</li> <li>○県内信用金庫に対し、制度融資の積極的な活用を依頼（3/11）</li> <li>○県内金融機関へ制度融資拡充の再周知（3/19）</li> </ul>	区分	件数	金額	保証承諾	158	6,302	融資実行	101	4,268	区分	件数	金額	保証承諾	1,482	28,408	融資実行	1,269	24,249	<p>○新型コロナウイルス危機対応資金（経営円滑化貸付を拡充）</p> <p>○新型コロナウイルス対策資金（経営円滑化貸付を拡充）</p> <p>(3) 金融対策特別相談窓口（1/31～）</p> <p>(4) 金融機関への配慮要請等</p>	<p>○金融機関等に適時適切な貸出、既往債務の条件変更等の実施を要請</p>
区分	件数	金額																				
保証承諾	158	6,302																				
融資実行	101	4,268																				
区分	件数	金額																				
保証承諾	1,482	28,408																				
融資実行	1,269	24,249																				
公共事業		<p>(1) 調達における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の実情や要望等を踏まえ、予算の繰越（明許・事故）について、柔軟に対応</li> <li>○※相談のあった3件を明許繰越で計上予定</li> <li>○国通知を受け、各市町・庁内契約担当課等へ周知（3/9）</li> </ul> <p>○公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事1件、委託12件について、3月15日までの一時中止を実施 うち委託1件（1社）は、再々延長により4月12日まで継続</li> </ul>	<p>○令和元年度経済対策補正予算の早期発注</p>	<p>〈地方公共団体における調達〉</p> <p>○地方公共団体の調達における対応（3/3 総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期、納期、契約金額等の適切な見直し</li> <li>・随意契約、予算繰越の活用</li> </ul> <p>○官公需における中小企業への配慮（3/3 中企庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期、納期、予定金額等の適切な見直し</li> <li>・契約の着実な履行、迅速な支払い</li> </ul> <p>○公共事業の一時中止等（2/27 国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応（一時中止期間は3/15まで）</li> </ul> <p>○公共事業の一時中止等の今後の対応について（3/19 国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者からの希望があれば一時中止等適切に対応</li> </ul>																		

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）
にぎわい復活・誘客支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光基盤整備</li> <li>感染終息後の対策</li> </ul>	<p>(1) 魅力的な旅行コンテンツの造成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「周遊・体験型コンテンツの創出・PR事業」に係る国庫申請済</li> </ul> <p>(2) 訪日外国人旅行者受入環境の整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）旅行者向け機能拡充事業」に係る国庫申請予定（4月上旬受付開始見込）</li> </ul>	<p>(1) 感染終息後の対策</p> <p>感染終息の見通しが立ち次第、国の動向も踏まえた対策を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>にぎわい復活・誘客支援</li> <li>販路拡大支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「魅力的な滞在コンテンツ造成支援事業」及び「インバウンド受入環境整備支援事業」について、元年度予備費で予算枠を別途確保（3/10閣議決定）</li> <li>感染終息後の観光需要の喚起など、国を挙げたキャンペーンの実施を今後検討（3/10国対策本部会議）</li> </ul>
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、会場の状況等を踏まえ、不特定多数の者の集う開催を自粛・要請</li> <li>発熱等、風邪症状が見られる場合の外出自粛の要請</li> <li>施設管理者への消毒液設置など感染防止措置の徹底</li> <li>施設利用者への手洗いや咳エチケットの徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等</li> <li>感染予防措置の徹底*、又はその要請</li> <li><b>* 感染予防措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスク装着の徹底、消毒液の設置</li> <li>発熱チェック</li> <li>密閉・密集・密着状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）</li> <li>来館者多数の場合の入場制限</li> <li>入館者の氏名・連絡先等の把握（患者発生時の感染拡大防止のため）</li> </ul> </li> <li>不要不急の外出や会合を自粛 <ul style="list-style-type: none"> <li>特に東京、大阪、神戸などの人口密集地との不要不急の往来を当面4月30日まで自粛</li> <li>夜間から早朝にかけて営業し接客を伴う飲食店、カラオケなどで感染が広がっている可能性が指摘されているため、これらの利用を当面、控えるよう要請</li> </ul> </li> <li>屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛・要請</li> </ul>	<p>〈2/26 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要。多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請</li> </ul> <p>〈3/10 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組の継続を要請</li> </ul> <p>〈3/19 国 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要がある。</li> </ul> <p>〈4/1 国 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「感染確認地域」では屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること</li> </ul>
予算		<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の編成 <ul style="list-style-type: none"> <li>国の緊急対策第1弾を踏まえた補正予算について2月21日（金）に県議会に追加上程（3月4日議決）</li> <li>国の緊急対策第2弾を踏まえた補正予算について3月23日（月）に県議会に追加上程（3月25日議決）</li> </ul> </li> </ul>		<p>〈2/13 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策とウイルスの国内まん延防止、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充</li> </ul> </li> </ul> <p>〈3/10 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策-第2弾-予備費等を活用した現下の諸課題に適切に対処</li> </ul>
税		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の県民税及び事業税の申告期限を延長（3/11発表）（令和2年3月16日（月）→同年4月16日（木））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の県民税及び事業税の申告期限を延長（令和2年3月16日（月）→同年4月16日（木））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長（3/6国税庁告示）</li> </ul>
国への要望		<ul style="list-style-type: none"> <li>国に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提案を実施（3/27）</li> </ul>		

区分	対策	対応状況（4月2日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策、基本的対処方針等）
その他 （庁内の対応）		<b>職員関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先）</li> <li>○ 既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用</li> <li>○ 感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める）</li> </ul>	<b>職員関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先）</li> <li>○ 既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用</li> <li>○ 感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める）</li> <li>○ 50人以上の会議を原則自粛</li> <li>○ 会議、打ち合わせ等でのマスクの着用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の柔軟な勤務体制の確保（2/27 総務省） ・テレワーク、時差出勤、適切な業務配分等</li> <li>○ 感染症拡大防止に係る特別休暇の適切な対応（3/5 総務省）</li> </ul>

※下線は前回からの変更箇所